

○財務省告示第二百二十号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣 与謝野 馨

第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 名古屋税関中部空港税関支署

十六 名古屋税関清水税関支署静岡空港出張所